

明日香村新庁舎建設事業  
設計・施工者選定プロポーザル  
実施要領

令和2年2月  
明日香村



# 目 次

1	目的	1
2	事業の概要	1
3	事務局	2
4	参加資格	2
5	地域経済への貢献の考え方	5
6	日程	5
7	実施要領等の交付	6
8	現地確認	7
9	質疑の受付及び回答	7
10	参加表明書の作成及び提出方法	8
11	V E 項目対話申込書等の作成及び提出方法	9
12	技術提案書の作成及び提出方法	10
13	審査の実施及び結果の通知	12
14	契約の締結	14
15	参加者の失格	14
16	技術提案書不履行に関する措置	14
17	プロポーザルの中止	15
	(参考) 本プロポーザルの流れ	15

## 1 目的

以下の通りとします。（明日香村新庁舎建設事業要求水準書より）

発注者の現庁舎は築45～54年が経過しており、老朽化、耐震性の低さから、災害発生時に事業継続や必要な災害対応ができない状況が想定され、耐震性、事業継続性を確保する必要がある。また、バリアフリー環境の整備、行政需要の拡大や事務事業の電算化に伴う情報機器類の増加による、事務室や書庫のスペース不足への対応が必要である。加えて平成29年4月に過疎地域に指定された明日香村は、人口減少が進む中、働き手や子育て世代、子供たちなど各年代がバランスのとれた定住人口構成を目指している。

役場庁舎は、今後長きにわたり、住民生活サービスの拠点、活動や交流の拠点、及び防災の拠点となるものでなくてはならず、ユニバーサルデザインの採用など、誰もが使いやすい環境を持つことが必要である。また、明日香村は、明日香法により歴史的風土が保存されていることから、庁舎および敷地全体が周辺環境と調和した明日香村らしい景観形成の模範として期待される。

本事業は、上記の本事業によって整備される新庁舎（以下「新庁舎」という）に求められる性能や機能を実現し、明日香村にふさわしい新庁舎を建設することを目的とする。

## 2 事業の概要

### (1)事業名

明日香村新庁舎建設事業（以下「本事業」といいます。）

### (2)発注者

明日香村

### (3)工事場所

明日香村大字橘地内

### (4)対象業務

本事業の対象業務（以下「本業務」といいます。）は、次表の「」が記されている業務です。「-」が記されている業務は、別に発注する予定です。

区 分	設計 業務	監理 業務	施工 業務
a. 新庁舎建築工事（行政棟、議会・交流棟、その他敷地内の建物）		-	
b. 敷地造成工事		-	
c1. 外構整備工事		-	
c2. 同上（教育施設用地部分）		-	（ ）
d. 敷地外周部村道との取り合い部分の工事	-	-	-
e. 新庁舎の家具・備品、付帯設備・機器・引越し	-	-	-
f. 情報・防災関連システム	-	-	-

舗装・植栽は除く。

### (5)要求水準

本業務の実施に係る要求水準は、明日香村新庁舎建設事業要求水準書（以下「要求水準書」といいます。）のとおりです。

#### (6) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月末日までとします。ただし、提案により履行期間を短縮することは差し支えありません。

#### (7) 提案参考額

本事業における事業規模は 1,927,000 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とします。

なお、各年度の支払条件については、契約予定事業者と本業務の工程を協議した上で、原則として当該年度の出来高の予定額に基づいて契約約款に定めます。

### 3 事務局

明日香村総合政策課

住所：〒634-0111明日香村大字岡 55 番地 明日香村役場 2 階

電話：0744-54-2001 FAX：0744-54-2440

担当者：藤裏、西山

電子メール：seisaku@tobutori-asuka.jp

ホームページ：https://asukamura.jp/

本事業の設計・施工者選定に係るコンストラクションマネジメント業務を、明豊ファシリティワークス株式会社（以下「CMR」といいます。）に委託しています。本プロポーザルに関し、発注者からの指示に基づいて CMR から依頼等が行われた場合は、これを発注者によるものとして対応してください。

### 4 参加資格

#### (1) 参加者の構成等

ア 参加表明書を提出するもの（以下「参加者」といいます。）は、公告日（2020年（令和2年）2月25日）において、(2)に掲げるすべての要件を満たしている単独企業、または2者以上によって結成された特定建設工事共同企業体（以下「JV」といいます。）とします。JVの代表者（以下「代表企業」といいます。）は、施工業務を行う者とします。

上記アの各構成員の要件等は、次のとおりです。

イ 単独企業での参加については、当該企業のみで ウ 代表構成員の要件及び、(2)参加者に共通する参加資格に掲げる要件を満たしていることとします。

ウ 代表構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の建設業許可を受けている者のうち、建設業法第27条の29に基づく建築一式工事の経営事項審査総合評価点の点数が公告日（令和2年2月25日）現在1,000点以上の者であることとします。また、本業務の開始時点で、要求水準書に示す資格を有する者（常勤の者に限ります。）を、本業務全体の統括責任者（以下「統括代理人」といいます。）として配置できることとします。本事業における業務の開始時点で、要求水準書に示す資格を有する者を統括代理人（参加者となる企業と参加表明書提出の日以前に3か月以上直接かつ恒常的な雇用関係にある者に限ります。JVの場合は、代表構成員と前記の雇用関係にある者に限ります。）として配置できることとします。

J Vで参加する場合の出資比率の最低限度基準は、2者の場合は30パーセント以上、3者以上の場合は10パーセント以上とします。ただし、設計者を構成員とする場合は出資比率の最低限度基準は設けません。

構成員は、他のJ V若しくはグループの構成員として、又は単独で本プロジェクトに参加していないこととします。

## (2)参加者に共通する参加資格

参加者は、参加表明書を提出する時点で次に掲げる要件を全て満たす者として、

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であることとします。

イ 平成30年・31年度明日香村建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「明日香村入札参加資格者名簿」といいます。）のうち、測量・建設コンサルタント業務等または建設工事の区分に登録された者であることとします。ただし、測量・建設コンサルタント業務等の区分、または建設工事の区分に登録されていない者が、設計または施工業務を行う場合は、参加表明書の提出までに、本実施要領10（5）に記載している参加資格審査申請を行い、これが正式に受理されることにより、明日香村入札参加資格者名簿に登録された者であるとみなすものとします。なお、この参加資格審査申請は、本事業に対してのみ有効とします。

ウ 公告日から契約締結日までの間に、明日香村建設工事等請負契約に係る入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこととします。

エ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこととします。

オ 明日香村暴力団排除条例（平成24年条例第5号）第2条第1号から第3号に該当する者、またはこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこととします。

## (3)業務別の参加資格

### ア 設計業務に係る要件

設計業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者として、

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であることとします。

建築士法第26条第2項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこととします。

平成 21 年度以降に日本国内で業務を完了した次に掲げる要件を満たす建築物の実設計業務を元請として履行した実績があることとします。

- a 国、又は地方公共団体が発注する工事で、延べ面積 1500 m<sup>2</sup>以上の建築物の新築・増築

なお、設計・施工分離方式で発注された設計業務を共同企業体で受注した場合は、出資比率が最も高い構成員として参加した案件のみを実績として認定し、設計・施工一括発注方式で発注された業務を共同企業体で受注した場合は、構成員として参加した案件（ただし、設計業務者が 2 者以上の場合は主たる設計業務者となったものに限ります。）も実績として認定します。

設計業務の開始時点で要求水準書に示す資格を有する者（常勤の者に限ります。）を設計管理技術者及び建築（総合）に係る設計主任技術者として配置できることとします。

#### イ 施工業務に係る要件

施工業務を行う者のうち構成員は、次に掲げる要件を構成員全てで満たすこととします。

建築一式工事・土木一式工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を受けていることとします。

平成 21 年度以降に日本国内で引渡しを完了した次に掲げる要件を満たす建築物の施工を元請として履行した実績があることとします。

- a 国、又は地方公共団体が発注する工事で、延べ面積 1500 m<sup>2</sup>以上の建築物の新築・増築

なお、共同企業体で受注した場合は、出資比率が最も高い構成員として参加した案件のみを実績として認定します。

施工業務の開始時点で要求水準書に示す資格を有する者（常勤の者に限る。）を現場代理人、監理技術者及び施工主任担当者として配置できることとします。

#### (4)再委託

参加者は、次に掲げる業務について、発注者の承諾を得て再委託することができます。ただし、この再委託先は、前記(2)に定めるJVの構成員に共通する参加資格に掲げる要件を全て満たす者とし、また、この再委託先は、本プロポーザルの参加者の構成員となっていない者であることとします。

- ア 設計管理技術者及び建築（総合）に係る設計主任技術者が行わなければならない業務を除く設計業務

#### (5)参加等に関する制限

次に掲げる者は、参加資格を有していても本プロポーザルには参加できないものとします。また、参加者は次に掲げるものから直接又は間接に支援を受ける

ことはできません。

- ア 明日香村新庁舎建設事業 設計・施工者選定審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）の委員及びその家族
- イ 審査委員会の委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問となっている営利団体に属する者
- ウ 審査委員会の委員が大学に所属する場合において、その委員の研究室に現に所属している者
- エ 本事業のCMR及びその関連企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、又は一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者）の役員及び社員
- オ 本事業の基本設計者及びその関連企業の役員及び社員

## 5 地域経済への貢献の考え方

本業務の実施においては、地域経済へ寄与する村内の建設関連業者の活用を行うことを条件とし、村内企業への下請け発注や資材購入等について1社以上との契約を行うこととします。履行確認は仮契約から本契約の間に発注計画書等により確認を行うこととします。

## 6 日程

日程のうち土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く、午前9時から午後5時までの対応とします。

### (1) 公告、現地確認、参加表明等の日程

区分	内 容	日 程
ア	本プロポーザルの公告日	令和2年2月25日（火）
イ	実施要領及び電子データの交付期間	令和2年2月26日（水）から 令和2年3月19日（木）まで
ウ	現地確認の受付期間	令和2年2月26日（水）から 令和2年3月3日（火）まで
	現地確認期間	令和2年3月4日（水）から 令和2年3月9日（月）まで
エ	参加表明に関する質疑の受付期間	令和2年2月26日（水）から 令和2年3月3日（火）まで
	参加表明以外に関する質疑の受付期間	令和2年3月4日（水）から 令和2年3月6日（金）まで
オ	参加表明に関する質疑への回答	令和2年3月6日（金）
	参加表明以外に関する質疑への回答	令和2年3月12日（木）
カ	参加資格審査申請書の提出期間	令和2年3月17日（火）から 令和2年3月19日（木）まで



キ	参加表明書の提出期間	令和2年3月17日(火)から 令和2年3月19日(木)まで
ク	参加資格確認結果及び受付番号の通知	令和2年3月26日(木)予定

(2) V E 項目対話の日程

区分	内 容	日 程
ア	V E 項目対話申請書の受付期間	令和2年3月23日(月)から 令和2年4月3日(金)まで
イ	V E 項目に対する対話の実施	令和2年4月下旬予定
ウ	V E 項目に対する結果の通知	令和2年5月中旬予定

(3)技術提案書の提出、審査等日程

区分	内 容	日 程
ア	技術提案書の提出期間	令和2年6月22日(月)から 令和2年7月3日(金)まで
イ	審査実施日(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和2年7月20日(月)~22日(水)予定
ウ	審査結果の通知	令和2年8月中旬予定

(4)契約締結等日程

区分	内 容	日 程
ア	仮契約締結・審査結果の公表	令和2年8月下旬予定
イ	本契約の成立(明日香村議会での本契約の議決が条件)	令和2年9月中旬予定

7 実施要領等の交付

(1)本村ホームページ掲載資料

- ア 明日香村新庁舎建設事業設計・施工者選定プロポーザル実施要領
- イ 明日香村新庁舎建設事業設計・施工者選定プロポーザル様式集
- ウ 明日香村新庁舎建設事業設計・施工者選定プロポーザル参加資格審査申請書提出要領
- エ 明日香村新庁舎建設事業設計・施工者選定プロポーザル評価選定要領(以下「評価選定要領」といいます。)
- オ 明日香村新庁舎建設事業要求水準書
- カ 要求水準書 添付資料
- キ 明日香村新庁舎建設事業 設計・施工仮契約書(案) 契約約款(案)

(2)電子データによる提供資料

- ア 明日香村新庁舎建設基本設計図書
- イ 工事関係資料

(3)電子データの提供期間

令和2年2月26日(水)午前9時から3月19日(木)午後5時まで

(4)電子データの提供方法

事前に電話予約で受け付けた時間帯に、事務局にてDVD-Rを配付(無料)します。

電子データ受領の際は、守秘義務誓約書(様式1)を記入し提出してください。交付資料は、本業務の技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないでください。配布されたDVD-Rは情報漏洩のないように適正に廃棄してください。

8 現地確認

(1)申込期間

令和2年2月26日(水)午前9時から3月3日(火)午後5時まで

(2)申込方法

現地確認を希望する場合は、現地確認参加申込書(様式2)を事務局宛に電子メールで提出してください。送信後は、必ず事務局宛に電話し、受信確認を行ってください。

(3)現地確認日時の連絡

現地確認日時は、事務局が調整の上、現地確認参加申込書に記載の担当者に電子メールで連絡します。令和2年3月4日(水)から令和2年3月9日(月)の間で実施予定です。

9 質疑の受付及び回答

(1)参加表明に関する質疑

ア 質疑受付期間

令和2年2月26日(水)午前9時から3月3日(火)午後5時まで

イ 提出先 事務局

ウ 提出方法

質問書(様式3)に質問内容を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを、事務局宛に電子メールで提出してください。送信後は、必ず事務局宛に電話し、受信確認を行ってください。

エ 回答方法

質疑に対する回答は一括して取りまとめ、回答書(様式4)を令和2年3月6日(金)に、本村ホームページへ掲載します。なお、回答内容は、本実施要領及び関係する書類の追加、修正として取り扱います。

(2)参加表明以外に関する質疑

ア 質疑受付期間

令和2年3月4日(水)午前9時から3月6日(金)午後5時まで

イ 提出先 事務局

ウ 提出方法

質問書(様式3)に質問内容を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを、事務局宛に電子メールで提出してください。送信後は、必ず事務局宛に電話し、受信確認を行ってください。

エ 回答方法

質疑に対する回答は一括して取りまとめ、回答書を令和2年3月12日(木)に、本村ホームページへ掲載します。なお、回答内容は、本実施要領及び関係する書類の追加、修正として取り扱います。

#### 1.0 参加表明書の作成及び提出方法

本プロポーザルの参加希望者は、以下により参加表明書を提出してください。

(1)提出期間

令和2年3月17日(火)午前9時から3月19日(木)午後5時まで

(2)提出先 事務局

(3)提出方法

提出書類は、事務局に持参(執務時間内に限る。)するか、郵送により提出してください。ただし、郵送する場合は、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」により提出期限必着で送付してください。送付後は、必ず事務局宛に電話し、到着確認を行ってください。

(4)提出書類

ア 参加表明書(様式4-1) 1部

イ 参加資格確認書(様式4-2) 1部

ウ 共同企業体協定書(様式5) 1部

エ 参加資格に関する実績を確認できる資料 1部

ページを付して、左上をステーブル留めすることとします。

オ 電子データ(CD-R)2部

CD-R(容量が不足する場合はDVD-R)に、ア~エの提出書類の電子データを格納し提出してください。電子データの保存形式は、別に定める提出書類一覧に記載のとおりとし、必ずウイルスチェックを行ったうえで提出してください。

(5)参加資格審査申請

本実施要領4(2)イに記載している参加資格審査申請が必要な者は別紙「明日香村新庁舎建設事業設計・施工者選定プロポーザル参加資格審査申請書提出要領」を参照の上、参加表明書の提出時に参加資格審査申請書の提出を行ってください。

(6)参加資格確認結果の通知

参加者が、本実施要領「4 参加資格」に記載している要件を全て満たしているかどうかを確認し、その結果を参加者全員に対して、令和2年3月26日(木)

までに書面を郵送して通知します。併せて参加資格を満たしている参加者には受付番号を通知しますので、以後の提出書類の記入欄に当該番号を記入してください。

#### (7)参加表明の秘匿

以降の審査は全て匿名で行いますので、匿名性を担保するため、参加表明をした事実の公表は、審査の結果公表まで一切行わないでください。

### 11 VE 項目対話申込書等の作成及び提出方法

VE (Value Engineering) 項目の提案を希望する場合には、VE 項目対話により項目の適否確認を受けることができます。

#### (1)VE 項目対話申込に係る提案範囲

VE 項目対話により提案することができる範囲は、要求水準書の内容に記載された機能を低下させない提案に限ります。また、提案価格が提案上限価格を超えない範囲内であれば、コストの上昇を伴う提案も認めることとします。なお、対話を行わない VE 項目の採用は原則認めません。基本設計図書の内容を変更する場合については対話を行ってください。

#### (2)提出方法

##### ア 受付期間

令和 2 年 3 月 23 日 (月) 午前 9 時から 4 月 3 日 (金) 午後 5 時まで

##### イ 提出先 事務局

##### ウ 提出方法

提出書類は、事務局に持参(執務時間内に限る。)するか、郵送により提出してください。ただし、郵送する場合は、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」により受付期限必着で送付してください。送付後は、必ず事務局宛に電話し、到着確認を行ってください。

##### エ 提出書類

VE 項目対話申込書(様式 6-1) 1 部

VE 項目一覧(様式 6-2) 10 部

VE 項目の内容を説明する参考資料 10 部

電子データ(CD-R) 2 部

CD-R(容量が不足する場合は DVD-R)に、～ の提出書類の電子データを格納し提出してください。電子データの保存形式は、別に定める提出書類一覧に記載のとおりとし、必ずウイルスチェックを行ったうえで提出してください。

#### (3)対話の実施日等

ア 実施日 令和 2 年 4 月下旬予定

イ 会場等 会場、実施時間は別途通知します。

ウ その他 この対話は VE 提案提出者と事務局により対面形式で行います。

#### (4)対話結果の通知

対話結果は、令和 2 年 5 月中旬に電子メールで当該 VE 項目の提出者に対して

通知し、村ホームページ等で公開する予定です。ただし、対話結果のうち、不採択としたV E項目の全て、及び事務局が全ての参加者に開示すべきと判断した採択項目は当該V E項目の提出者から承諾を得た上で、参加者全員に対して通知します。

#### (5) V E項目に関する再対話

対話において、確認事項を伝えて保留とした提案については、対話結果を通知した日から1週間以内を目安に再度、対話を行う場合があります。

## 12 技術提案書の作成及び提出方法

### (1)作成の留意事項

ア 技術提案書は、要求水準書や基本設計図書に示す機能等を満たすとともに、基本設計の内容を尊重して作成してください。また、機能面、コスト面を総合的に検討して作成してください。

イ 技術提案書は、確実に実施できる内容としてください。契約後、受注者側の責により技術提案書に記載した内容を達成できない場合は、本実施要領「16 技術提案書不履行に関する措置」に記載している、違約金の請求などの措置を取ります。

ウ V E項目対話において本村が適と判断した内容については、基本設計図書に示された内容を変更した上で提案を行うことができます。なお、適とされた項目であっても参加者の判断で技術提案書に盛り込まないことも可能です。

エ 技術提案書に記載された配置予定技術者の変更は、原則として認めません。ただし、病気、事故、退職等止むを得ない事情により変更が必要な場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の者として本村が認める者を配置してください。

オ 技術提案書の著作権は、参加者に帰属するものとします。ただし、契約事業者として特定された者の技術提案書については、本プロポーザルに関する報告等のために契約事業者が了解した部分を公表することがあります。

カ 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を技術提案書の作成に使用することにより生ずる責任は、参加者が負うものとします

キ 技術提案書は、参加者の技術情報保護の観点から、原則として非公開としますが、明日香村情報公開・個人情報保護審査委員会で公開を決定される場合があります。

ク 都合により技術提案書の提出ができない場合は、参加辞退届（様式8）を提出してください。

### (2)提出方法

#### ア 提出期間

令和2年6月22日（月）午前9時から7月3日（金）午後5時まで

イ 提出先 事務局

ウ 提出方法

提出する全ての書類を封筒等に入れて封印し、事務局に持参（執務時間内に限る。）するか、郵送により提出してください。ただし、郵送する場合は、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」により提出期限必着で送付してください。送付後は、必ず事務局宛に電話し、到着確認を行ってください。

エ 提出書類

技術提案書（様式 7-1） 1 部

提案価格見積書（様式 7-2,7-3） 1 部（代表印による封印をして提出してください。また、Excel 形式の電子データを格納した CD-R を同封してください。）

実績審査に係る提案書（様式 7-4） 2 部

VE 項目資料・添付資料（様式 7-5,7-6） 10 部

技術審査に係る提案書（様式 7-7,7-8） 10 部

電子データ（CD-R） 1 部

CD-R（容量が不足する場合は DVD-R）に、及び ~ の提出書類の電子データ（ は必ず除くこととします。）を格納し提出してください。

電子データの保存形式は、別に定める提出書類一覧に記載のとおりとし、必ずウイルスチェックを行ったうえで提出してください。

オ 体裁及び書式

各書類は様式集に示された指定様式、順番、用紙サイズ及び枚数制限に従い作成してください。

A3 判様式の書類は、A4 判様式の大きさに折り込んでください。

用紙の余白は、左右、最低 20mm 以上を確保してください。ただし、ページ番号の位置は除きます。

「 技術提案書（様式 7-1）」は、代表構成員名の記名押印をし、他の書類とは綴じ込まず、提出書類の一番上に添えて提出してください。

「 提案価格見積書（様式 7-2,7-3）」およびその電子データを格納した CD-R は、「明日香村新庁舎建設事業 提案価格見積書在中」の表示と「提出者名」を記載した封筒に入れ、参加者名（JV の場合は代表構成員名）の代表印で封印してください。

匿名による審査を行うため、「 VE 項目資料（様式 7-5,7-6）」と「技術審査に係る提案書（様式 7-7,7-8）」の書類には会社名及び会社名を類推できる固有名詞、ロゴマーク等は一切記載しないでください。記載のある場合には、事務局で黒塗りする場合があります。

「 技術審査に係る提案書（様式 7-7,7-8）」は、図表等を適宜活用して分かりやすい表現としてください。また、本文中で使用する文字フォント

の大きさは、10.5 ポイント以上（図表内の文字は除きます。）としてください。

「技術審査に係る提案書（様式 7-7,7-8）」は、下記の提案項目に沿って記載してください。

- (1) 業務全般（様式 7-8×2 枚以内）
  - ア 業務実施体制
  - イ 事業全体の品質・コスト管理体制・方法
  - ウ 設計・施工の工程管理体制・方法
  - エ 村民への情報公開
  
- (2) 設計業務（様式 7-8×2 枚以内）
  - ア 基本設計、要求水準書を踏まえた合理的な設計提案
  - イ 計画地の特性を考慮した環境配慮、地域配慮の提案
  - ウ 維持管理しやすい施設づくり、メンテナンスコスト低減への提案
  
- (3) 施工業務（様式 7-8×2 枚以内）
  - ア 計画地の地域特性を考慮した仮設・施工計画の合理的な提案
  - イ 施工段階での品質管理方策
  - ウ リスク管理、維持管理

### 13 審査の実施及び結果の通知

#### (1) 審査委員会の設置

本事業の優先交渉権者及び交渉権者の選定は、学識経験者等を含む 6 名で構成する明日香村新庁舎建設事業 プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）において、評価選定要領に基づき行います。

審査委員会での審査過程（審査委員会の会議録、各委員の採点表など）は非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

なお、審査の公平性を期すため、審査委員名は審査結果の公表時に合わせて公表するものとする。審査委員会委員又は審査委員会委員の三親等以内の親族が参加者の構成員の役員等である場合は、本プロポーザルの審査に加わらないこととします。

#### (2) プレゼンテーション審査

評価選定要領に基づき審査委員会委員が技術審査及びプレゼンテーション審査を行います。

##### ア 公開プレゼンテーション実施日及び会場

令和 2 年 7 月 20 日（月）～ 22 日（水）予定、会場未定

実施日及び会場については、7 月前半を目途に全参加者に通知します。

##### イ 説明者

プレゼンテーションの出席者は、パソコン操作者を含めて 7 名以内とします。

なお、技術提案書に記載した配置予定技術者のうち、統括代理人、設計管理技術者、現場代理人、監理技術者のうち 3 名は必ず出席してください。

##### ウ 持ち時間

プレゼンテーションの持ち時間は 15 分とします。その後、審査委員会委員からのヒアリングを 25 分程度行う予定です。

#### エ その他

プレゼンテーションは、参加者が提出した技術提案書に記載した内容をパワーポイント等にて表現したものとし、新たな内容の資料提示は認めません。ただし、CG パースなど技術提案書の内容を補足する資料（以下「プレゼンテーション補足資料」といいます。）をパワーポイント等で提示することは認めます。

プレゼンテーション及びヒアリングは、公開で行う予定です。

プレゼンテーションは匿名で審査しますので、資料への社名等の記載や発言や服装等について十分注意してください。また、プレゼンテーション補足資料についても、参加者を特定することができるような記述および表現を行わないでください。

プレゼンテーションへの出席に係る費用は、参加者の負担とします。

プロジェクター（機器の内容は後日通知）とスクリーン等は本村で準備しますが、パソコン等は持参してください。

#### (4)総合審査

##### ア 審査の実施

審査委員会を開催し、実績審査、技術審査、プレゼンテーション審査と提案価格審査の結果を加えた合計評価点により、優先交渉権者のほか、交渉権者の順位を決定します。

##### イ 審査結果の通知等

審査結果は、審査の参加者全員に対して、令和 2 年 8 月中旬を目途に書面を郵送して通知します。また、優先交渉権者に対しては、仮契約手続きの方法等について連絡します。

審査の結果については、以下の内容を村のホームページ上で公表する予定です。

- a 参加資格を確認し、受付番号を与えた参加者の名称
- b 実績審査の評価点の計
- c 技術審査の評価点の計
- d プレゼンテーション審査の評価点の計
- e 提案価格審査の評価点の計
- f 各評価点の合計
- g 優先交渉権者、交渉権者の順位
- h その他

##### ウ その他

審査途中で参加者に関する情報は一切公表しません。

本村ホームページで公表する審査結果以外の審査に関する内容についての問合せは受け付けません。

審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。



## 14 契約の締結

### (1) 契約方法

優先交渉権者と協議し、技術提案内容を反映した基本設計図書等の調整を行った上で、仮契約を締結します。この仮契約は、明日香村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第12号）第2条の規定に基づき、明日香村議会の議決を得たときに本契約として成立するものとし、本契約の成立までは、発注者との契約関係が生じるものではありません。

優先交渉権者が契約を締結するまでの間に本実施要領「15 参加者の失格」に記載している事項に該当して失格となった場合は、交渉権者の順位の高い者から順に協議して仮契約を締結するものとします。

### (2) 契約金額

契約金額は、原則として当該参加者が提出した提案価格見積書の金額以内とします。

### (3) 請負代金内訳書の提出について

契約者は契約締結後速やかに、当該参加者が提出した提案価格見積書（内訳書）に記載した科目に沿って細目まで記載した請負代金内訳書を作成のうえ、発注者に提出するものとします。

## 15 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合は失格とします。

- ア 参加者が本実施要領「4 参加資格」に記載している要件を満たさなくなった場合
- イ 提出書類等に虚偽の記載がある場合
- ウ 参加者に審査の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為がある場合
- エ 提出書類等を所定の方法で提出しない場合
- オ 提出書類等が所定の様式、内容等を満たさない場合
- カ プレゼンテーション審査に出席しない場合（自然災害等の不測の事態が発生した場合を除きます）
- キ その他審査委員会が失格と認めた場合

## 16 技術提案書不履行に関する措置

受注者は、技術提案書の提案内容を発注者と協議の上確実に実施してください。本業務の完了時に受注者側の責により技術提案書に記載した内容を履行できなかった場合又は本業務の完了前にあっても履行できないと認められた場合、受注者は本村に対して次の方法により違約金を支払うものとします。

違約金 A = 履行できないことにより減少する評価点数 B × 1 点相当額 C

- ・ A は税抜き額である。
- ・ B は受注者と本村で協議して定める。
- ・ C は提案上限価格の 10% を 10 点で除した額とし税抜き額である。

なお、提案内容と異なる方法等で同等の機能・品質を達成し、本村が認めるときは、違約金を減額又は免除する場合があります。

## 17 プロポーザルの中止

自然災害等の止むを得ない理由により、本プロポーザルを実施できないと認められるときは、中止する場合があります。この場合、本プロポーザルの準備に要した費用を本村に請求することはできません。

(参考) 本プロポーザルの流れ

